社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉体験器具·機材等貸出要領

1 目的

この要領は、社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会(以下「本会」)が、福祉向上のため活動する県民・団体・学校等(以下「利用者」)に対し、福祉体験活動等に必要な器具・機材等(以下「器機材」)の貸し出しを行うにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 貸出器具・機材

本会が貸出を行う福祉体験器機材等は、次のとおりとする。

- (1) 福祉体験器具·器材等
 - ①学習用DVD
 - ②車いす (大人用・子ども用)
 - ③高齢者疑似体験教材
 - 4)杖
 - ⑤点字器・点筆
 - ⑥ワンプッシュ点字器
 - ⑦点字一覧表
 - ⑧点字記号札
 - 9白杖
 - ①アイマスク
 - ①視覚障害体験グラス
 - 迎視覚障害体験ボード
 - ③視覚障害体験プレート
 - (4)ユニバーサルデザイン教材
- (2) 行事用器機材
 - ①綿菓子機
 - ②ポップコーン機
 - ③かき氷機
- (3) ボランティアゼッケン

ボランティアゼッケンについては、国・地方公共団体等が研修などで使用する場合、貸し出しを行う こととする。

3 利用料

利用料は無料とする。

ただし、行事用器機材である綿菓子機、ポップコーン機、及びかき氷機については、利用者は本会に対し、 貸出1回につき1台あたり500円の整備協力金を借用時に支払うものとする。

4 利用申請・報告

- (1) 器機材の借用を希望する者は、借用願(様式第1号)を本会に提出し利用の申請を行う。申請内容に変更が生じる場合、利用者は本会に連絡のうえ、予約変更届(様式第3号)を速やかに提出しなければならない。
- (2) 1回の申請につき、借用できる期間は貸出日・返却日を含む最大2週間(行事用器機材は5日以内)までとし、借用願に記載した期間を超えて借用することはできない。
- (3) 利用者は、使用後に器機材の状態及び数量を確認のうえ、返却時に利用報告書(様式第2号)を本会宛に提出する。

5 使用の条件

- (1) 利用者は器機材の使用にあたり、使用説明に従うとともに、各種法令を順守すること。
- (2) 他者へのまた貸しを行わないこと。
- (3) 借用願に記載した利用目的以外で使用ないこと。
- (4) 利用者は使用後に清掃・整頓を行い、器機材を借用時の状態に回復して返却すること。
- (5) 借用・返却は利用者自身が行い、それらに係る費用は利用者の負担とすること。
- (6) 綿菓子機、ポップコーン機及びかき氷機を使用する場合、利用者は器機材を清潔に保つとともに食品 衛生に留意しなければならない。事前に腸内細菌検査を受ける等、食中毒をはじめとする感染症の予防に 努め、調理した食品は利用者の責任において提供すること。

5 免責・賠償

- (1) 利用により器機材に故障・破損・紛失があった場合、補修等に係る費用を利用者に請求する場合がある。
- (2) 器機材が故障等で使用できなくなくなったことにより生じた損害について、本会は一切の責任を負わない。また、代替品の手配については利用者自身が行う。
- (3) 器機材の使用により発生した事故や怪我、故障や破損、その他いかなる損害について、本会は一切の責任を負わない。

6 貸出の制限

以下のいずれかに該当する場合、本会は器具の貸出を行わない。

- (1) 営利目的の事業で使用されるとき。
- (2) 災害や紛争等の不可抗力により貸出が困難であるとき。また、器具が貸出できない状態にあるとき。
- (3) 他者に迷惑や被害が及ぶ可能性があるとき。
- (4) この要領に違反したことのある者、または違反する恐れのある者。
- (5) その他、本会で貸出を行わないと判断されるとき。

(附則)

この要領は平成28年8月1日より実施する。

(附則)

この要領は、平成30年3月27日より実施する。